

## 表面からの続き ～2件の条例案への再議について～

知事は議員提案で出された2つの条例改正案を再議に付しました。  
その主な理由については以下の通りです。（条例名、内容は要約しています）

### ①議120号 議会の議決すべき事件を定める条例を改正する条例

- 3年以上の基本的な計画（現行は5年以上）、法令により知事等が策定する基本的な計画、特定の地域を対象とする基本的な計画を新たに議決対象としているが、もしそうなった場合
- ・ 議決対象となる条例が70件以上増加し、事務量が大幅に増大し働き方改革に逆行する。
- ・ 法令で県と市町村の計画の始期が4月と規定されているものもあるが、例えば10月に国計画が閣議決定→県が12月議会で事前報告、2月議会で議決→市町村がその後計画策定を始めると間に合わない懸念がある。
- ・ 法令により知事等が策定する計画には、国との事前協議や有識者等への意見聴取が必要なものもあり、議会で否決や修正可決された場合に、再度協議や聴取が必要となり、計画の開始が大幅に遅れるおそれがある。
- ・ いつを始期とする計画から対象となるのかが明記されておらず不明確。

■ 平成20年に各会派で合意した「議員提案政策条例フロー」によれば、執行機関との協議等の手続きが明記されているが、**執行機関との十分な協議はなされていない**。また本件議案は議会の権限を拡大するものだが、その趣旨、必要性や執行機関の権限との関係等が議会内で十分検討されていない。

以上のような問題点が再議書の中で述べられています。

### ①議121号 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

現行条例の目的は、**本県の今後の発展に重要な太陽光発電の導入を、必要な措置を講じることで住民の生活環境に係る被害の防止や環境の保全等と調和的にすすめること**である。

- ・ 現行条例の第5条において知事の許可が必要な範囲を「土地の形質の変更で規制で定めるもの」に限定しており、この限定を廃しようとしているが、そうすると空き地や休耕田等に設置するなど、環境に対する影響が少ない場合にまで許可を取得する義務を事業者に課すことになり、目的に比して過大な規制である。
- ・ 第9条において、地域住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないと規定されているが、多種多様な意見が出されたり、出された意見が相反する場合には実現が困難で、また、条例の趣旨、目的と関係ない意見が出された場合にも事業者が反映しなければならないとするのは不適当。
- ・ 第10条において、事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他関係市町村の長から意見を聴き、その意見を尊重しなければならないとあるが、関係市町村の範囲や、許可権者としてどの程度尊重すればいいかが不明確。また、要件を満たした場合に知事が「許可しなければならない」という現行規定を「許可できる」と改正すると要件を満たしても許可されるかが不明確となり、事業者は進捗に見通しが立たず、問題のない事業にまで躊躇したり、事業者や住民に無用の混乱を生じさせる恐れがある。

本件条例についても執行機関と事前協議はなく、議会内での検討も不十分。現行条例はパブリックコメントを実施したが、それもなされておらず適切な制定過程とはいえない。

**再議に付され、可決に必要な3分の2の賛成が得られず、2つの条例改正案は廃案になりました。**

## 特別委員会及び常任委員会での質疑について

■ 観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会では、公共交通分野での自動運転実装に向けた県の取組状況について、文教くらし常任委員会では美術館の観覧料について、スポーツ振興について、いじめ気付き見守りアプリについて、学校の働き方改革について私は質疑を行いました。下記QRコードから動画をご覧ください。

観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会→



文教くらし常任委員会→

